

土総第670号
令和7年2月6日

総務部 営繕課長 様
防災部 消防総務課長 様
隠岐支庁 農林水産局長 様
隠岐支庁 県土整備局長 様
農林水産部 各課長 様
各農林水産振興センター所長 様
土木部 各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道事務所長 様

土木部長
(建設産業対策室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び
現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて (通知)

令和3年10月27日付け土総第541号、令和3年12月9日付け土総第541号の2、令和3年
12月14日付け土総第541号の3、令和4年1月24日付け土総第541号の4及び令和4年12
月16日付け土総第632号による土木部長通知に係るこのことについて、下記の通り一部を変更
しましたので、お知らせします。

記

1. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別紙2「現場代理人の現場常駐義務の緩和」及び「別記：現場代理人の兼務に係る
特記仕様書(例)」を別添の通り変更

[変更概要]

令和7年2月6日付け土総第660号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について(通
知)」の内容に合わせた改正

- ・現場代理人の兼務できる金額要件を4,000万円未満から4,500万円未満(建築一
式の場合は8,000万円から9,000万円未満)へ改正。

2. 適用日

令和7年2月10日以降